

小郡市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年1月15日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和5年12月4日から令和5年12月26日まで
- 2 監査対象 教育部 文化財課
- 3 監査範囲 令和5年4月1日から令和5年10月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、契約事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）修繕工事について適正な事務処理を求めるもの

修繕工事において、修繕工事指示伺前に徴した見積書及び原本でない見積書で契約締結しているものがあった。また、通常の修繕工事による実施も可能と見受けられる緊急修繕工事があった。

修繕工事の区分及び契約実務手順については、平成 26 年 3 月 31 日付事務連絡「修繕等に係る入札契約事務について」で示されている。修繕工事の見積書は、工事の区分に応じて、適当な時期に適正に徴すること。また、緊急修繕工事は、緊急を要し、現状を回復する内容の工事であることから、内容に応じて適正な工事の区分を設定し、契約事務を行われたい。

2 事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）補助金支出事務（1件）

①補助金等交付決定通知書を交付していないもの

（2）その他支出事務（1件）

①支出負担行為として整理する時期が適正でないもの

（3）契約事務（3件）

①測量等業務委託手続が適正でないもの

②物品役務の契約に係る必要書類の提出がされていないもの

③個人情報を取扱う業務委託手続が適正でないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。